

## **〔事案 25-76〕 がん入院給付金支払請求**

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

悪性新生物に該当しないので、がん入院給付金が支払われなかったことを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 3 月、胃粘膜下腫瘍（GIST）により入院したため給付金を請求したが、胃粘膜下腫瘍は悪性新生物に該当しないとして支払いを拒否された。しかしながら、国立がん研究センターの「がん情報サービス」に「GISTは、胃や小腸など、消化管の壁にできる転移、再発を起こす悪性腫瘍の一種である」との記述があるとおり、GISTは悪性腫瘍であることから、給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本約款において「がん」とは、「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類」の基本分類において悪性新生物（がん腫、肉腫および白血病等）に分類されている疾病をいう、と定めている。
- (2) 世界保健機関（WHO）第 8 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-8）では、刊行当時（昭和 43 年）、本契約の契約日（昭和 64 年 1 月）のいずれにおいても、胃の GIST という疾病自体が存在しないことから、同分類における胃の悪性新生物には該当しない。
- (3) 同分類が依拠するブルーブックでは、核分裂数と大きさが悪性新生物の基準とされているが、本病変はその基準を満たさない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 支払い事由の該当性について**

- (1) 保険契約上の保険金請求の要件は、保険約款により定められており、本約款では「がん」の定義として、「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物（がん腫、肉腫および白血病等）に分類されている疾病をいいます」とされており、「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類において、悪性新生物に分類される疾病は世界保健機関（WHO）第 8 回修正国際疾病、傷害および新統計分類のうち下記の疾病をいいます。」本件で問題となるのは、分類番号 151 の「胃の悪性新生物」である。
- (2) 上記分類（以下、「ICD」）は、新生物を良性新生物、上皮内新生物、悪性新生物、性質不詳の新生物の 4 つに大別し、ICD 中の腫瘍について特化した ICD-O では、新生物の性状を良性、良性または悪性の別不詳、上皮内、悪性の 4 つに分類しており、当該約款に該当するためには、発生した新生物がこの分類中の「悪性」に該当しなければならない。

- (3) 保険会社は、I C D - O は WHO 発刊のブルーブックに依拠しているのであるから、前記分類の判別方法はブルーブックに従うべきものであるとしているが、その判断方法について世界的に権威があるものがブルーブックであると推定されることから、この判断基準に依拠することは相当と言える。
- (4) ブルーブックの悪性、良性の重要な判断基準では、悪性と認定する場合は、50 視野当たり核分裂像数が 5 個を超えるか、5 cm を超える腫瘍径の腫瘍がある場合とされているが、申立人の病理組織診断報告書によれば、腫瘍径は 25mm であり、核分裂像は強拡大 50 視野あたり 0-1 個とされており、したがって、申立人の G I S T は悪性新生物には該当しない。
2. また、申立人は、国立がん研究センターの「がん情報サービス」の解説等から、「G I S T は悪性新生物」であり、「全てのステージにおいて手術がまず検討される」「多くの G I S T は治療対象と考えられる」等とも主張しているが、上記(4)の判断は、申立人の G I S T が、診断時点では悪性新生物には該当しないというのみであり、それをそのまま放置しても増殖、転移する可能性はなかったという意味ではない。